

伊佐市農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月28日（金）午前9時04分から9時44分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (25人)

会 長 13番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1番委員	7番委員	1番推進委員	9番推進委員
2番委員	8番委員	2番推進委員	10番推進委員
3番委員	9番委員	3番推進委員	11番推進委員
4番委員	10番委員	5番推進委員	14番推進委員
5番委員	11番委員	6番推進委員	15番推進委員
6番委員	12番委員	7番推進委員	
		8番推進委員	

4. 欠席委員 (2人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 3番委員 4番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時04分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和5年度 第1回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

本日の出席人数は13名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。新型コロナウイルス感染症が収まらない中、4年経過しました。幸い感染率は下がってきておりますが、感染が続いておりますので総会は3密を避け、窓を開けて開催させていただきます。それと、このコロナ感染症については5月8日から5類に代わるということではありますが、感染には気を付けて活動をお願いします。

本日の議事録署名委員を指名いたします。3番農業委員と4番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。

只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」について事務局の報告を求めます。

事務局 報告1号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料1ページ農地法による解約が3件、資料2ページから14ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が52件、計55件です。以上ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、所有権移転について説明します。資料15ページをご覧ください。
番号1番の譲渡人は、鹿児島市名山町に所在する 公益財団法人 K 公社です。
譲受人は、伊佐市大口山野に所在する認定農業者で農地所有適格法人である S 株式会社です。農地中間管理事業の農地売買事業等による所有権移転売買です。
土地の所在地は、伊佐市大口山野字垣内2072番3ほか3筆、地目は全て田、地積は4筆合計で5,693㎡です。申請地は、夢さくら館から北西へ約800mに位置する農用地区域内農地に指定されている良く管理された農地です。
続きまして、貸借について説明いたします。68ページの総括表をご覧ください。期間は1年から17年で、面積は合計832,936㎡で利用権を設定する者の数は248人、設定を受ける者の数は108人です。土地の詳細については資料16ページから67ページ、番号1番から250番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号4番については取り下げ申請が提出されましたので取り下げになります。整理番号1番から12番まで一括で報告をお願いします。ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。

	整理番号1番について、4番農業委員の報告を求めます。
4番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る4月18日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。</p> <p>申請人 ATさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は86歳です。</p> <p>渡し人 YKさんは、始良郡湧水町北方に居住される市外住民で、年齢は71歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口大島字榎水流1814番、地目は田、地積は1,810㎡の所有権移転売買になります。</p> <p>農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約800mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	整理番号2番について、3番農業委員の報告を求めます。
3番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る4月21日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。</p> <p>申請人 NIさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は62歳です。</p> <p>渡し人 KMさんは、愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字鹿島に居住される市外住民で、年齢は69歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口針持字小床3767番3で、地目は田、地積は621㎡の所有権移転贈与になります。</p> <p>農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約900mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	整理番号3番について、2番農業委員の報告を求めます。

2 番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る4月21日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。</p> <p>申請人 YKさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は64歳です。</p> <p>渡し人 TKさんは、出水市高尾野町下高尾野に居住される市外住民で、年齢は47歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈南浦字山ノ口1796番1ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計2,692㎡の所有権移転贈与になります。現況は2筆で1枚の圃場となっております。</p> <p>農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	<p>整理番号5番について、11番農業委員の報告を求めまます。</p>
1 1 番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る4月21日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。</p> <p>申請人 OTさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は21歳です。</p> <p>渡し人 OTさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は63歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口里字羽羽祢田島2323番1ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で2,279㎡の所有権移転贈与になります。</p> <p>農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約100mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	<p>整理番号6番について、10番農業委員の報告を求めまます。</p>
1 0 番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る4月25日に現地調査を行いま</p>

したので、10番が報告いたします。

申請人 SYさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は59歳です。

渡し人 MIさん外1名は、神奈川県大和市大和東に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字中向1001番1ほか2筆で、地目は全て田、地積は3筆合計2,825㎡の所有権移転贈与になります。

農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約6kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号7番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る4月21日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。

申請人 SNさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は49歳です。

渡し人 KSさんは、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は58歳です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字此田1450番1で、地目は田、地積は671㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は4名で、通作距離は自宅から約500mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号8番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る4月26日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。

申請人 KIさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は69歳です。

渡し人 MSさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は75歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字狐ヶ迫957番1で、地目は畑、地積は538㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号9番について、1番農業委員の報告を求めまます。

1番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号9番につきままして、去る4月21日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたしまます。

申請人 NSさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は46歳です。

渡し人 TSさんは、伊佐市大口上町に居住され、年齢は53歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字中牟田616番1で、地目は田、地積は206㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約1.5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号10番について、10番農業委員の報告を求めまます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号10番につきままして、去る4月25日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたしまます。

申請人 HYさんは、伊佐市大口白木に居住され、年齢は44歳です。

渡し人 MHさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は76歳です。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字中向962番1で、地目は田、地積は1,439㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号11番について、4番農業委員の報告を求めまます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号11番につきままして、去る4月18日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたしまます。

申請人 KMさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は41歳です。

渡し人 NUさんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は61歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字一の山2457番1で、地目は畑、地積は250㎡の所有権移転贈与になります。

農業従事者は1名で、通作距離は自宅に隣接してあります。経営意欲はあり農機具等はなく手作業により耕作をおこなうとのことまます。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号12番について、6番農業委員の報告を求めまます。

6番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号12番につきままして、去る4月21日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたしまます。

申請人 IRさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は30歳です。

渡し人 KKさんは、熊本県宇土市船場町に居住される市外住民で、年齢は79歳です。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字町770番6で、地目は田、地積は358㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は1名で、通作距離は今回購入を計画している自宅に隣接しており現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番から12番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から12番については許可が決定いたしました。

議長 整理番号13番につきましては、この議案は5番農業委員が譲受け人となっていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

関係議案終了後に入室、着席していただきます。それでは、5番農業委員の退席をお願いします。

(5番農業委員退席)

議長 12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号13番につきまして、去る4月21日に現地調査を行いましたので、12番が報告いたします。

申請人 TAさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は75歳です。

渡し人 SIさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は74歳です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字奈良木1035番で、地目は田、地積は742㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約500mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委

員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号13番について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長 (全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号13番は、許可が決定しました。ここで、5番農業委員の入室をお願いします。
(5番農業委員着席)

議 長 案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数13件について、1件の取り下げ、12件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について報告をお願いいたします。5番農業委員の報告を求めます。

5 番
農 業 委 員

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る4月21日、申請人の妻と代理人である ○行政書士の立会いのもと、14番推進委員、15番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、5番が報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈市山にお住いの NSさんで、年齢は86歳です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字柚木1758番1ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計3,437㎡であります。農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は植林で杉の植栽が計画されています。

申請地は、田中小学校から北東へ約4kmに位置しており、西側及び南側は山林に囲まれており、北側は河川、東側は田であります。周囲に与え

る影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、断面図等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について、1件が処分決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について6番農業委員の報告を求めます。

6番

農業委員

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る4月21日、申請人の代理人であるT行政書士の立会いのもと、1番推進委員、7番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、6番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口里にお住いのIRさんで年齢は30歳です。

譲渡人は、熊本県宇土市船場町にお住いのKKさん年齢は79歳で市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第1種農地となっており、転用目的は一般住宅であります。不許可の例外の集落接続施設に該当します。

申請地は、伊佐市大口鳥巣字町770番1で、地目は田、地積は126m²です。

所在地は、鳥巢下公民館から北西へ約100mに位置しており、東側は宅地、西側は果樹畑、南側は宅地、北側は田であり、周囲に与える影響はないかと思われます。伊佐空き家対策事業として家屋を購入するとなったところ、家屋が一部隣接農地に入っていることが今回の申請で判明したため宅地として5条申請をおこなうものです。このことにより顛末書が添付されております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、顛末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

議長

(「質疑なし」という声、多数あり。)

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議長

(全員挙手)

賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について、1件が処分決定いたしました。

議長

その他、事務局お願いします。

事務局

総会資料の最終ページをお開きください。4月の月例報告をいたします。10日、4月の定例常設審議委員会が鹿児島市であり事務局が出席しております。21日、現地調査を一斉にしております。28日、本日が第1回農業委員会総会です。

5月の行事予定ですが、10日に5月の定例常設審議委員会が鹿児島市で開催予定であります。24日が現地調査です。29日が第2回農業委員会総会となります。月例報告は以上です。

議長

その他、皆様から何かございませんか。

事務局

(「なし」という声、あり。)

以上で、令和5年度 第1回農業委員会総会を終了します。

姿勢を正してください。

一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前9時44分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 3 番

伊佐市農業委員 4 番